

〈 判例研究 〉

音楽教室における演奏について、演奏主体が 音楽教室事業者であるとされた事例

東京地判令和2年2月28日（平成29年（ワ）第20502号・
第25300号）音楽教室事件

安藤 和宏

事実の概要

原告ら（法人249社、個人2名）が運営する音楽教室では、原告が法人の場合は当該法人と雇用契約または準委任契約を締結した教師が、原告が個人の場合は原告自らが、原告らと受講契約を締結した生徒に対して、生徒から受講料を収受して、楽器の演奏技術を教授していた。原告らが運営する音楽教室では、1対1の個人レッスンまたは1対最大10名程度のグループレッスンという指導形式で、教師と生徒が課題曲を演奏していた。なお、音楽教室の中には、教師が生徒の居宅で1対1の個人レッスンを行うものもあった。

著作権等管理事業法に基づく著作権管理事業者である被告（一般社団法人日本音楽著作権協会、以下 JASRAC という）は、被告の管理する著作物の演奏等について、音楽教室や歌唱教室等からの著作権使用料の徴収業務を2018年1月1日から開始することとし、2017年6月7日に文化庁長官に対して、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行った。この規程によると、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の年額使用料は、1施設あたり受講収入算定基準額の2.5%であった。

これに対して、原告らは音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）は「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏（著作権法第22条）に当たらないことなどから、被告は原告らの音楽教室における

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕
被告の管理楽曲の使用にかかわる請求権（著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権）を有しないと主張して、被告に対して、同請求権の不存在確認を求めた。しかしながら、東京地方裁判所は、以下の通り判示して、原告らの請求を棄却した。

判決の要旨

（１） 利用主体について

① 一般論

「原告らの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。かかる観点からすると、原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。」

② 当てはめ

(i) 利用される著作物の選定方法

「音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現に

とって枢要な行為であることはいうまでもないところ…音楽教室で演奏させる課題曲は、音楽教室事業者である原告らの作成したレパートリー集等の中から選定され、このようなレパートリー集を有しない原告らについては、同原告らと雇用契約又は準委任契約を締結し、同原告らと同視し得る立場にある教師によって選定されることになるので、音楽教室のレッスンで演奏される課題曲の選定については、原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

(ii) 著作物の利用方法・態様

「音楽教室においては、教師が演奏する場合と生徒が演奏する場合があるが、教師は、原告らとの雇用契約又は準委任契約に基づき、その義務の履行としてレッスンを行うので、音楽教室において教師のする演奏及び録音物の再生については、教師に一定程度の裁量があるとしても、原告らの管理・支配が及ぶといえるべきである。また、個人の原告については、教師は同原告自身であるから、教師の演奏について同原告の管理・支配が及ぶことは明らかである。」
「音楽教室における演奏態様は演奏行為そのものであるから、演奏行為にとって枢要であることはいうまでもないところ…音楽教室における生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

(iii) 著作物の利用への関与の内容・程度

「原告ヤマハ、原告河合及び原告レゼルについては、教師の能力の維持・向上や生徒に対する指導方針・内容に対する関与の程度は高いといえることができるが、教師に対する指導マニュアルの作成や研修等が行われていない原告らについても、教師がその委任者又は雇用者の指導理念や方針等に従った指導を行うのは当然であるので、その生徒に対し、同各原告らの指導理念や方針に従った指導が行われていると推認するのが相当である。」

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕

(iv) 著作物の利用に必要な施設・設備の提供

「音楽教室における音楽著作物の演奏については、当該演奏を行う施設（教室）及び演奏に必要な設備（音響設備、録音物の再生装置等）の確保が不可欠であるが…原告らが地域等を選定した上でその費用において教室を設営し、当該教室において同原告らが備え付けた設備・装置を使用して行われるものであると認められる。そうすると、著作物の利用に必要な施設、設備等についても、原告らの管理・支配が及んでいるといえることができる。」

(v) 著作物の利用による利益の帰属

「音楽教室事業における演奏技術の指導にとって、教師及び生徒が音楽著作物の演奏をすることは不可欠であり、かかる演奏をすることなく演奏技術を教授することは困難であることに照らすと、音楽教室の生徒が原告らに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれているというべきである。したがって、音楽教室における音楽著作権の利用による利益は原告らに帰属していると認めるのが相当である。」

(2) 原告らからみて生徒は「公衆」にあたるか

① 不特定の者に対するものかどうかについて

「著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が『特定かつ少数の者』の場合であるところ、『特定』の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきである。これを本件に即していうと、音楽教室における音楽著作物の利用主体である原告ら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が『特定』の者に当たるかどうかは、原告らが音楽教室のレッスンの受講を申し込むに当たり、原告らとその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断することが相当である。原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、原告らとの間で受講契約を締結すれ

ば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、原告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない。したがって、音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は『不特定』の者に当たるものというべきである。」

「これに対し、原告らは、特定の者に当たるか否かは契約締結後の時点を基準に判断すべきであり、原告らが生徒と本件受講契約を締結し、受講を開始して以降の個人的な結合関係の有無を問題とすべきであると主張する。しかし、著作権法22条が『公衆に直接…聞かせることを目的』とする場合に演奏権等が及ぶとしているのは、著作権の経済的利益性に着眼し、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りるものであるからと解される…。このような同条の趣旨も考慮すると、『特定』の者かどうかは、著作物の提示の対象となり得る者、これを本件に即していうと、音楽教室において申込みをすることができる対象者が特定の者に限定されているかどうかという観点から決するべきであり、音楽教室事業者と契約を締結した後の個人的な結合関係の有無やその強弱は問わないと解するのが相当である。したがって、特定の者に当たるか否かを契約締結後の時点を基準に判断すべきであるとの原告らの主張は採用し得ない。」

② 多数の者に対するものかどうかについて

「音楽教室における音楽著作物の利用主体である原告ら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が『多数』の者に当たるかどうかは…著作権法22条の趣旨に照らすと、一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が『多数』といえるかという観点から判断するのが相当である。原告ら音楽教室事業者の一つの教室における生徒の数は…グループレッスンで最大10人程度と認められるが、音楽教室事業者は、継続的・組織的にレッスンを行っており、場合によっては、異なる地域に複数の教室を展開し、一定期間内（例えば、一月のうち）に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあるほか、生徒の

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕中には受講を辞める者もいれば、新たに受講する者もいるなど、生徒の入れ替わりも生じ得る。〕
「以上のとおり、原告らによる音楽教室事業の実態を踏まえると、原告らからみて、その顧客である生徒は『多数』であると認めるのが相当である。〕

（３）音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか
「その文言の通常の意味に照らすと、『聞かせることを目的とする』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用行為主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。〕

「原告らの音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるが、このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告ら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち『聞かせることを目的』として演奏していることは明らかである。〕

「音楽教室における生徒の演奏は、原告らの管理・支配下で行われることから著作物の利用行為主体による演奏と同視し得るところ（クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決参照）、上記のとおり、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に『聞かせることを目的』とするものであると認めるのが相当である。〕

（４）音楽教室における２小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

「原告らの音楽教室におけるレッスンにおいては、終始、特定の２小節以内の小節のみを繰り返し弾くことはなく、課題曲を一曲通して弾くこともあれば、ある程度まとまったフレーズを弾くこともあり、当該小節を弾く場合においても、そのレッスン中に当該小節の前後の小節も演奏されるのが通常であると考

えられる。このように、原告らの音楽教室のレッスンにおいては、課題曲が様々な形で連続的・重畳的に演奏されるので…一回のレッスンにおける演奏及び再生演奏は常に不可分一体であると解すべきであり、その一部である2小節以内の演奏のみを切り取り、これを独立したものとして、その著作物性を否定することは相当ではないというべきである。

また、一回のレッスンにおける上記の演奏態様に照らすと、教師から指示された特定の2小節以内の小節を演奏する生徒は、当該部分が課題曲の一部であると十分に認識し、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴を表現することを企図して演奏をするのであり、その演奏を聞いている他の生徒も同様に当該部分が課題曲の一部であると認識しつつ聞くものと考えられる。そうすると、生徒による2小節以内の演奏であるとしても、当該演奏は他の生徒等に『聞かせることを目的』とするものであるというべきである。

したがって、2小節以内の演奏について、著作物性及び聞かせることを目的とするとの要件を充足しないとする原告らの主張は採用し得ない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、音楽教室における教師と生徒の演奏が著作権法第22条に規定する演奏権の侵害となるかが争われたものである。JASRACによる音楽教室における演奏に対する著作権使用料の徴収方針に対して、大手の音楽教室の運営会社が2017年2月に「音楽教育を守る会」を結成し、著作権使用料の徴収に反対する署名活動を行ったところ、57万人以上の署名が集まったことやJASRACの会員である著名な音楽家らが反対意見を表明したことも大きなニュースとなった。本件には多くの争点が存在するが、本稿では、①音楽教室における演奏の主体は誰か、②当該演奏は「公の演奏」に当たるのか、③音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか、④音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶのかという4つの争点に絞って解説する⁽¹⁾。

二 検討

1. 音楽教室における演奏主体

(1) 概要な行為論について

本判決は、クラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭和63・3・15民集42巻3号199頁）とロクラクⅡ事件最高裁判決（最判平成23・1・20民集65巻1号399頁）を参照して、①利用される著作物の選定方法、②著作物の利用方法・態様、③著作物の利用への関与の内容・程度、④著作物の利用に必要な施設・設備の提供を考慮し、音楽教室における演奏の実現にとって概要な行為がその管理・支配下において行われているかという判断基準を採用した。この概要な行為論といわれる判断基準は、すでに Live Bar 事件控訴審判決（知財高判平成28・10・19平成28年（ネ）第10041号）で採用されているものである⁽²⁾。

しかしながら、ロクラクⅡ事件最高裁判決（および Live Bar 事件控訴審判決）と本判決の判断基準には大きな相違点が見られる。まず、ロクラクⅡ事件最高裁判決は「単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず」という文言を判断基準に入れており、Live Bar 事件控訴審判決にも「単に第三者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず」という文言が入っているが、本判決ではこの文言が判断基準から除かれている。そして、本判決の判断基準には、「著作物の利用に必要な施設・設備の提供」という考慮要素が追加されている。これはまさに概要な行為論の適用範囲の拡張であり、看過することはできない。

(1) 本判決の解説として、上野達弘「音楽教室と著作権」Law&Technology 88号（2020年）20頁、橋本阿友子「音楽教室にみる著作権法の諸問題」ジュリスト1547号（2020年）79頁、横山久芳「音楽教室等における著作物の実演をめぐる法律問題」法学教室479号（2020年）57頁、齋藤浩貴「主体論の発展、限界と展望」コピライト716号（2020年）18頁、古川智祥「判批」知財ふりずむ219号（2020年）52頁、土肥一史「音楽教室事件」コピライト711号（2020年）22頁、小泉直樹「音楽教室における音楽著作物の利用主体」ジュリスト1545号（2020年）8頁がある。

(2) 齋藤・前掲注（1）19頁は、ロクラクⅡ事件最高裁判決では概要な行為を直接行っている者を利用主体として認定していたのに対して、本判決ではそのような行為が管理・支配下において行われているか否かによって判断しているので、ロクラクⅡ事件最高裁判決に依拠するものではなく、カラオケ法理の管理・支配をいっているに過ぎないと指摘する。

本件における実際の演奏者は、①運営者が法人の場合の教師、②個人事業者である教師、③生徒に分けられる。しかしながら、本判決はこれらを区別せずに、**枢要な行為論**を用いて演奏の主体についての判断を行った。これに対しては、原告が法人の場合、**枢要な行為論**を使わず、**端的に手足論**（他者による物理的な利用行為を密接な支配関係によって行わせている場合に利用行為主体と評価する考え方）を使って判断すればよく、また個人事業者の場合、事業者自身が物理的な演奏者であるから、規範的な解釈を行う必要はないという確かな指摘がなされている⁽³⁾。評釈者も教師による演奏の主体は音楽教室であることに異論はないが、以下に述べるとおり、生徒による演奏の主体を音楽教室とすることには到底首肯できない。

(2) 枢要な行為論の当てはめについて

本判決は **Live Bar** 事件控訴審判決と同じく、**枢要な行為論**の当てはめにおいて、音楽教室における演奏に係る原告らの行為をすべて取り上げ、合理的な理由を述べることなく、原告らは演奏実現のための「**枢要な行為**」を行っている**と結論づけている**。しかしながら、次に述べるとおり、原告らの行為はせいぜい生徒による演奏を容易にするための環境整備に留まるものであって、**枢要な行為**にはほど遠いものである。

第一に、判決では「音楽教室において利用される音楽著作物である課題曲の選定が演奏の実現にとって**枢要な行為**」としているが、この理によると、コンサートやライブにおける演奏曲目を選定する者は、利用主体となる可能性がある。たとえば、アーティストが来場客のリクエストした曲を演奏する場合、当該客が演奏主体になるとは誰も思わないだろう。このように課題曲の選定と演奏行為には大きな隔たりがあり、これを演奏実現のための**枢要な行為**とする認定には無理がある。さらに受講生が希望する楽曲の演奏方法を教授する音楽教

(3) 上野・前掲注(1) 28頁。なお、間接侵害における手足論については、上野達弘「いわゆる手足論の再検討」飯村敏明先生退官記念『現代知的財産法—実務と課題—』1113頁を参照。

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕
室が少なくないことにも留意すべきである。

なお、ここで注目すべきは、Live Bar 事件控訴審判決では、演奏される楽曲の選定を演奏の実現にとって必要な行為として挙げていないことである。この事件では、ライブハウスの運営者が出演者による演奏の主体となるかが争われたが、当該運営者は演奏される楽曲の選定に関与していなかった。もし、本判決がいうように、楽曲の選定が演奏にとって必要な行為であるなら、Live Bar 事件でも考慮要素として判断されていたはずである。Live Bar 事件と本件を比較すると、どちらも先に結論ありきで、裁判官が恣意的に考慮要素を決めているとしか思えない。

第二に、判決では「音楽教室における生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従って行われるものなので、その演奏について原告らの管理・支配が及んでいる」ことを、生徒による演奏の主体が原告らになる理由の一つに挙げている。しかし、指導がなくても演奏は容易に実現できる。そもそも音楽教室の生徒は自主練習の成果を教師に披露し、その演奏技術について指導を受けるのである。自主練習をしない生徒はゼロと言ってよい。しかも、この理によると、大学や民間のオーケストラ・サークルや合唱サークルが外部講師に謝礼を払って指導してもらう場合、外部講師がメンバーによる演奏・歌唱の主体となるため、非営利目的や無報酬を要件とする著作権法第38条1項の適用を受けることができず、著作権者から許諾を得なければならなくなる。そうなれば、オーケストラ・サークルや合唱サークルの講師を引き受ける者はいなくなってしまうだろう。

第三に、判決では「生徒に対し、同各原告らの指導理念や方針に従った指導が行われている」ことを原告らが生徒による演奏の主体である理由の一つに挙げている。しかしながら、前述したように、指導がなくても演奏は容易に実現できるため、「原告らの指導理念や方針に従った指導」が生徒による演奏の実現にとって必要な行為であるとは到底いえない。また、「原告らの指導理念や方針に従った指導が行われている」ことは、音楽教室運営者と教師間の手足論の適用を正当化するものであって、生徒による演奏の実現とはまったく関係が

ない。この理によると、原告らの指導理念や方針に従った指導をすると生徒による演奏を実現することができ、一方、教師が独自に指導すると、生徒による演奏の実現が困難となるはずであるが、そんなことはありえない。

第四に、判決では「音楽教室における音楽著作物の演奏については、当該演奏を行う施設（教室）及び演奏に必要な設備（音響設備、録音物の再生装置等）の確保が不可欠」であることを原告らが演奏の主体である理由の一つに挙げているが、音楽教室は演奏ができる施設という意味でしかない。すなわち、原告らは、生徒の演奏を容易にするための環境を整備しているだけであり、生徒による演奏を実現するための枢要な行為を行っていないのである。この理によると、レンタル・スタジオや楽器が設置されている公民館、市民センター、市民集会所あるいはマンション等が提供している楽器設置型の共有スペース等の経営者や運営者は、当該施設における演奏の主体となってしまう⁽⁴⁾。また、生徒の居宅でレッスンをを行う場合、施設・設備等に対して、原告らの管理・支配が及んでいないことにも留意すべきである。

原告らは「楽器は一部を除き生徒が用意し、楽譜も生徒自身が購入しているので、原告ら音楽教室事業者に強い管理・支配はない」と主張したが、本判決は「生徒が演奏に使用する楽器や楽譜は、本来的には受講する生徒自身が用意すべきものであり、教室の開設・運営に必要な施設・設備ということはできない」と退けた。しかし、生徒による演奏の実現のために必要なのは、楽器と楽譜であり、施設や設備ではない。公園や自宅でも楽器と譜面があれば、演奏ができるのである。ここで問題になっているのは、「何が生徒による実現のために必要なのか」であって、「何が教室の開設・運営に必要なのか」ではないのである。

第五に、判決では「音楽教室における音楽著作権の利用による利益は原告らに帰属している」ことを原告らが利用主体である理由の一つに挙げている。し

(4) 安藤和宏「飲食を提供するライブハウスにおいて演奏者が主催するライブ演奏の主体はライブハウスの経営者であるとして演奏権侵害が肯定された事例」東洋法学60巻3号（2017年）66頁以下。橋本・前掲注（1）82頁も参照。

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕
かし、これがどのように生徒による演奏の実現のための枢要な行為と結びつくのかがまったく説明されていない。さらに判決は「音楽教室の生徒が原告らに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれている」と判示するが、これは教師または生徒による演奏に対して、被告が保有する演奏権が働くことを前提としている。本件では、まさに教師または生徒による演奏に対して、被告が演奏権を行使できるのかが争われているのに、被告が権利行使できるという前提で結論を下している。あまりにも無理がある判示である⁽⁵⁾。

このように本判決は、音楽教室における生徒による演奏の実現にとって、枢要な行為が原告らの管理・支配下において行われていることを論理的にまったく示していない。前述したように、本判決が Live Bar 事件控訴審判決の規範にあった「単に第三者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず」という文言を除いたことも、本判決の説得力を大きく弱めている。結論としては、生徒による演奏の主体は、あくまでも生徒自身であり、著作権法第38条1項により、生徒の演奏に対しては、被告の許諾を得る必要がないと解すべきである。

このような批判を受けることを予想してか、判決はロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見を参照し、「本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべき」として、受講料収入が原告らに帰属していることを原告らが音楽教室における演奏の主体となる理由の一つに挙げている。Live Bar 事件でも、裁判所は利益の帰属を演奏主体の考慮要素に組み入れたが、枢要な行為論の補強材料として、利益の帰属が使われ始めているといえよう。しかしながら、これは枢要な行為論の適用範囲の拡大であり、批判の多かったカラオケ法理への回帰であるため、決して容認すること

(5) 日向央「音楽教室の裁判、JASRAC 完全勝訴の判決」情報調査554号（2020年）71頁は、「『レッスン料の中に音楽著作物の利用の対価部分が含まれている』との判断は、この争点よりも後に判断を行う『公衆に対する演奏か』『聞かせる目的での演奏か』の2つの争点にいずれも『YES』との判断を行わない限り、することができないはずである」と指摘する。

はできない⁽⁶⁾。

2. 音楽教室における演奏は「公の演奏」に当たるのか

次に、原告らが音楽教室における教師による演奏の主体であるという前提に立つと、教師の生徒に対する演奏が「公の演奏」に当たるのかが問題となる。本判決は、「『特定』の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべき」とし、原告らが経営する音楽教室は誰でも受講することができ、生徒が受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係がないことを理由に、原告らから見て生徒は「不特定」に該当するとした⁽⁷⁾。これは社交ダンス教室事件控訴審判決（名古屋高判平成16・3・4判時1870号123頁）が定立した判断基準である。利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかという規範自体は妥当であると思われるが、その判断基準時を原告らと生徒が受講契約を締結する時点としたことは疑問である。

まず、本判決には、生徒と利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかの判断基準時を受講契約締結時とする合理的な理由がまったく示されていない。本判決は「著作権法22条が『公衆に直接…聞かせることを目的』する場合に演奏権等が及ぶとしているのは、著作権の経済的利益性に着眼し、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りるものであるからと解される」と演奏権の趣旨を述べている。確かに、利用者が著作物の経済的価値を一定程度利用していると評価される場合には、その対象を不特定あるいは多数の者と認定することがで

(6) 齋藤・前掲注(1)20頁は、「その後に利益をいっていますから、何のことはない、この判決は、カラオケ法理を判断基準として採っているというのが正しい評価だと思います」と指摘する。古川・前掲注(1)64頁は、「利益を得ているから利用主体として認定すべきだ」という過去のカラオケ法理において陥りがちであった結論先取りの判決となってしまった感が否めない」と述べている。なお、カラオケ法理に対する批判に関しては、大淵哲也「間接侵害(1)ーカラオケスナック」著作権判例百選〔第4版〕(2009年)190頁参照。

(7) 加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(著作権情報センター・2013年)73頁。

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕
きるだろう。しかしながら、なぜその判断基準時が受講契約の締結時なのかと
いう説明が一切ない。

この理によると、受講契約時には個人的な結合関係がなかったが、その後、
長期間にわたって受講した結果、たとえ教師と生徒が婚姻関係になったとして
も、永久に「公衆」として扱われることになる⁽⁸⁾。評釈者は音楽教室でクラ
シックピアノを7年間教わったが、ずっと同じ先生であった。このような関係
でも「不特定」とするのは、あまりにも社会通念からかけ離れた解釈ではない
だろうか。音楽教室に通った者なら、誰もがこの判断に違和感を持つと思われ
る。

また、学校は個人的な結合関係がない子を生徒や学生として受け入れるが、
学校から見て生徒や学生は「特定」に当たるとというのが、社会通念上の理解だ
ろう⁽⁹⁾。また、本判決は「特定」に当たるかについて、「音楽教室において申
込みをすることができる対象者が特定の者に限定されているかどうかという観
点から決するべき」としている⁽¹⁰⁾。しかし、この理によると、一般の公立小学
校や公立中学校は一定の年齢に達すればだれでも入学できるため、すべての生

(8) 橋本・前掲注(1) 83頁は「受講契約締結時には赤の他人であったが長年の付き合いを経て、
親戚付き合い程度に親密となった場合でも、生徒は永遠に『公衆』であり続けることになる」と
指摘する。また、上野・前掲注(1) 26頁も「幼少期よりレッスンを受けている教師と生徒との
関係が数十年継続して特別に親密なものに至ったとしても、『公衆』にあたり続けることになろう」
と述べている。

(9) 日向央「音楽教室の演奏の聞き手は『公衆』といえるか」情報調査555号(2020年) 77頁は、「音
楽高校・大学での音楽の授業では、指導教師・教授の演奏の聞き手となる生徒・学生は、『特定』
である」とする。塩澤一洋「所有権と著作権との相克における『特定人』概念による調整可能性」
池田真朗先生古稀記念論文集『民法と金融法の新時代』(慶應義塾大学出版会・2020年) 527頁は、
「『特定かつ多数』に満たない人数で実施される小中高校のクラスや大学のゼミのような集団は『特
定』であっても『多数』ではない」と述べている。作花文雄「著作権制度における『公衆』概念」
コピライト560号(2007年) 38頁、作花文雄『詳解著作権法(第5版)』(ぎょうせい・2018年)
251頁も参照。

(10) 上野・前掲注(1) 26頁は、「対象者を限定せずに募集している場合であれば、たとえ『個人
的な結合関係』を有する親戚や親友が相手方になる場合でも『公衆』にあたりと解することにな
るように思われ、だとすれば検討課題になり得よう」と指摘する。

徒は「公衆」になってしまう。加えて、入会資格を設けていない団体やサークルは無数にある。

つまり、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかの判断基準時を、原告らと生徒が受講契約を締結する時点に置くことに問題がある⁽¹¹⁾。とりわけ、音楽教室のように、教師と生徒が長期間にわたって師弟関係が継続する場合、実態に基づいて、個人的な結合関係があるとし、生徒も10名以下であるなら「少数」として、音楽教室における教師の演奏に対しては、演奏権が及ばないと解すべきであろう。しかしながら、本判決は、音楽教室事業者が継続的・組織的にレッスンをを行っていることを理由に、生徒は「少数」ではなく、「多数」であると判断している。

個々の利用実態を見るのではなく、事業者が提供するサービスの利用者全体に着目したものとして、ビッグエコー事件控訴審判決（東京高判平成11年7月13日判時1696号137頁）がある。同判決は「著作物を上映している主体である控訴人らにとって、本件店舗に来店する顧客は不特定多数の者である」として、個々のカラオケボックスにおける利用者の数ではなく、店舗に来店する顧客全体の数に基づいて「少数・多数」を判断している。この事件当時は、ほとんどの係争物が原告である JASRAC の管理楽曲であったため、顧客全体の数に着目することにはさほど大きな問題は生じなかった。

しかし、音楽教室において生徒が演奏する音楽著作物には、ベートーベンやモーツァルト、ショパンの作品のように、著作権が消滅した曲が非常に多い。また、音楽教室で演奏される楽曲も生徒のレベルや嗜好に合わせるため、多種多様である。そして「多数」と「少数」は、本来、利用者による著作物の経済的価値の実現の程度に基づいて、区別されるべきである。したがって、音楽教室がすべての生徒に対して同一曲を教授するという稀有な例ならともかく、個々の利用行為の実態を見ずに、「継続的・組織的」という理由で生徒を「多

(11) 日向・前掲注（8）77頁は、「音楽教室で演奏を『聞かせる』相手である生徒が、『公衆』に当たるか否かは、本条の文理から、演奏が行われる時点で判断されなければならない」と指摘する。なお、引用文の「本条」は著作権法第22条のことを指している。

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕
数」と評価するのは適切ではない。しかも、この理によると、個人が運営する音楽教室において、教師と個人的な結合関係がある生徒のみを対象とする場合でも、「多数」と判断されるため、生徒は「公衆」になってしまう。芸術大学の教授が個人レッスンを依頼する場合、紹介制が多いが、当該教授は指導の一環として行う演奏が「公衆」に対する行為とは思わないだろう。ここにも、本判決と社会通念の間に大きな乖離が見られるのである。

3. 音楽教室における演奏が『聞かせることを目的』とするものであるか

原告らは、「『聞かせることを目的』とした演奏とは、聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏、すなわち音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏と解される」とする一方、「聞き手に聞かせたいと思う演奏（換言すれば『演奏者の本来の演奏』あるいは『表現としての演奏』）でないものについては、『聞かせる目的』はない」と主張する。しかしながら、本判決は「『聞かせることを目的とする』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用行為主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる」として、原告らの主張を退けた。

確かに法律の文言上、「聞かせることを目的」とした演奏を「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」と解釈するには無理がある。演奏権は、コンサートやライブといった聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする場合にだけ働くものではない。この理によると、ライブハウスやホールでギターやベースといった楽器の演奏技術を教授する音楽セミナーを有料で開催した場合、「聞かせる目的」はないため、演奏権が及ばないという帰結になってしまう。このような著作物の経済的価値を一定程度利用する行為には演奏権を及ぼさるべきであり、原告らの主張には首肯することができない。

一方で、本判決は「音楽教室における生徒の演奏は…公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に『聞かせることを目的』とするものである」と判示している。生徒が自分自身に「聞かせることを目的」として演奏していると認

定には、かなり違和感がある。実際には、生徒は教師に聞かせることを目的として演奏しているが、枢要な行為論によって、生徒による演奏の主体は音楽教室になるため、生徒は演奏の主体ではなく、自分の演奏の観客になるのである⁽¹²⁾。しかし、これは法解釈としての限界を超えている。

クラブキャッツアイ事件の最高裁判例解説は「演奏権侵害が肯定されるためには、客の歌唱は、公衆たる他の客に聞かせることを目的としてされるものであることを要するわけであるが、例えば、店にいる客は歌唱している当の客一人だけであって、短時間他の客がいなくなってしまう場合でも、いつでも他の客が入店しうる状態になっていれば、やはり公衆たる他の客に聞かせることを目的としているといってもよいのではないか」と述べている⁽¹³⁾。つまり、カラオケで歌唱している客は自分の観客にはならないとしているのである。

一方、ビッグエコー事件一審判決（東京地判平成10年8月27日判時1654号34頁）では、「伴奏音楽の再生及び顧客の歌唱により管理著作物を演奏し、その複製物を含む映画著作物を上映している主体である被告らにとって、本件店舗に来店する顧客は不特定多数の者であるから、右の演奏及び上映は、公衆に直接聞かせ、見せることを目的とするものということができる」として、顧客の歌唱は顧客自身に向けられたものという構成を取っている⁽¹⁴⁾。また、カラオケボックスにおける歌唱を巡る一連の演奏権侵害訴訟は、この構成を採用してい

(12) 橋本・前掲注(1)は「公衆は行為者以外の者を指すはずであるから、規範的にみて物理的演奏行為者と聴衆は別人格であると捉えることになろう。しかし、自分が自分のために演奏する行為を公衆に対する演奏と評価することは、握わりが悪い」と指摘している。古川・前掲注(1)も「演奏した生徒自身はその演奏を聞く『公衆』となり、自分自身に『聞かせることが目的』のものになってしまうという、物理的・自然的な観点から見ると極めて不自然かつ技巧的な印象を受ける判断となってしまっている」と述べている。

(13) 最高裁判例解説昭和63年度民事第166頁（水野武執筆）、水野武「判批」ジュリスト（911号）33頁。

(14) ビッグエコー事件控訴審判決（東京高判平成11年7月13日判時1696号137頁）も「著作物を上映している主体である控訴人らにとって、本件店舗に来店する顧客は不特定多数の者であるから、右の演奏及び上映は、公衆に直接聞かせ、見せることを目的とするもの」と判示している。

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕
るが、あまりにも擬制的に過ぎると言わざるを得ない⁽¹⁵⁾。音楽教室における生徒による演奏やカラオケボックスにおける顧客の歌唱は、本来、著作権法第38条1項によって、演奏権が及ばない行為である。それにもかかわらず、カラオケ法理や枢要な行為論といった規範的解釈を使って、著作権侵害行為にするのであるから、その解釈には慎重を期すべきである⁽¹⁶⁾。

4. 音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか

原告らは、音楽教室における教師と生徒の演奏は2小節以内にとどまることがよくあり、そのような2小節以内のフレーズからは創作的表現を感得することができないので、そのような演奏に対しては演奏権が及ばないと主張した。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条1項1号）であるため、音楽教室で演奏される2小節以内のフレーズに創作性がなければ、誰でも自由に演奏することができる。

しかしながら、本判決は「原告らの音楽教室におけるレッスンにおいては、終始、特定の2小節以内の小節のみを繰り返し弾くことはなく、課題曲を一曲通して弾くこともあれば、ある程度まとまったフレーズを弾くこともあり、当該小節を弾く場合においても、そのレッスン中に当該小節の前後の小節も演奏されるのが通常である」ことを指摘した上で、「課題曲が様々な形で連続的・重畳的に演奏されるので…一回のレッスンにおける演奏及び再生演奏は常に不可分一体であると解すべきであり、その一部である2小節以内の演奏のみを切

(15) 田村善之『著作権法概説（第2版）』（有斐閣・2001年）189頁は、「カラオケボックス内での仲間内で客が歌唱する場合には、公に演奏されたとはいいがたく、客の歌唱を理由として演奏権侵害を問うことはできないと解される」と指摘する。堀江亜以子「判批」発明95巻10号（1998年）97頁も参照。

(16) 日本と異なり、アメリカでは従属説（直接利用行為を行っていない者に法的責任を負わせるためには、直接行為者の行為が権利侵害行為に当たることを前提とする説）を採用している。詳しくは、安藤和宏「米国著作権侵害訴訟における間接侵害法理の生成と発展」高林龍・三村量一・竹中俊子編『知的財産法学の国際的交錯』（日本評論社・2012年）107頁参照。

り取り、これを独立したものとして、その著作物性を否定することは相当ではない」と判示した。

確かに音楽教室においては、生徒が特定の2小節以内のフレーズのみを繰り返し弾くことはないだろう。したがって、判決のいうとおり、前後の小節を多少の間を挟んで、1回のレッスン内で連続的に演奏されるのであれば、当該小節だけを切り取り、これを独立したものとして著作物性を否定することは妥当ではない。しかしながら、実態として、教師が特定の2小節以内のフレーズのみを弾くことはある。その一方で、教師が課題曲を「様々な形で連続的・重畳的に演奏」することはほとんどない。したがって、音楽教室における教師による演奏については、事実認定が誤っていると思われる。

前述したとおり、音楽教室で演奏される2小節以内のフレーズに創作性がなければ、誰でも自由に演奏することができる⁽¹⁷⁾。課題曲が様々な形で連続的・重畳的に演奏されない場合、当該小節を切り取って、これを独立したものとして、創作性の有無を判断することになる。そして、2小節以内のフレーズに創作性が認められることは、ほとんどないと思われる。有名なフレーズを例にして、2小節以内のフレーズでも創作性が認められるという誤った見解が散見されるが、楽曲の著名性と創作性は関係がない。実態から見て、音楽教室における教師による2小節以内のフレーズの演奏には、原則として演奏権が及ばないと解すべきである。

三 おわりに

この判例評釈を含めて、本判決に対する批判は極めて多い。とりわけ、音楽教室における生徒による演奏の主体を原告らとした判断に対しては、厳しい指摘がなされている⁽¹⁸⁾。評釈者は、かつてロクラクⅡ事件最高裁判決の「重要な行為」は規範的利用主体論のマジックワードになりうると警鐘を鳴らしたこと

(17) 上野・前掲注(1) 36頁も「ある音楽著作物の2小節以内のみを演奏することが著作物の演奏として著作権侵害にあたるかどうかは、当該2小節以内の音楽が創作的表現として著作物性を有するかどうかにかんするはずである」と指摘する。

音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例〔安藤 和宏〕があるが、本判決によってこれが杞憂ではないことが明らかになった⁽¹⁹⁾。規範的利用主体とされる者による演奏行為に対する関与をすべて羅列し、なぜ当該関与が枢要な行為となるかを具体的に説明せずに、利用主体と結論づけることは、法的安定性や予測可能性を著しく低下させるものであり、首肯することは到底できない。枢要な行為論が際限なく権利範囲を拡大させる道具として使われることに強い懸念を抱きつつ、今後の議論の深化に期待したい。

—あんどう かずひろ・東洋大学法学部教授—

(18) 日向央「音楽教室の演奏は『聞かせる目的』があるか」調査情報556号（2020年）75頁は、「本判決はその全体を通して、法律専門家である裁判官の論証として誤りが多すぎるため、JASRACを完全勝訴とした判決の結論それ自体が、きわめて疑わしく思われる状況となっている」と指摘する。

(19) 安藤・前掲注（4）86頁、安藤和宏「侵害主体（6）—ライブハウス」著作権判例百選〔第6版〕（2019年）175頁。前田健「侵害主体論」論究ジュリスト34号（2020年）90頁は、「ロクラク事件最判が示したのは、諸要素を考慮して、誰が支分権該当行為をしているといえるかを判断すべきという点に止まる。これを『枢要な行為』という多義的なマジックワードでいい換えた上で、侵害関与者への責任を肯定する法理として用いることは、適切でない」と述べている。